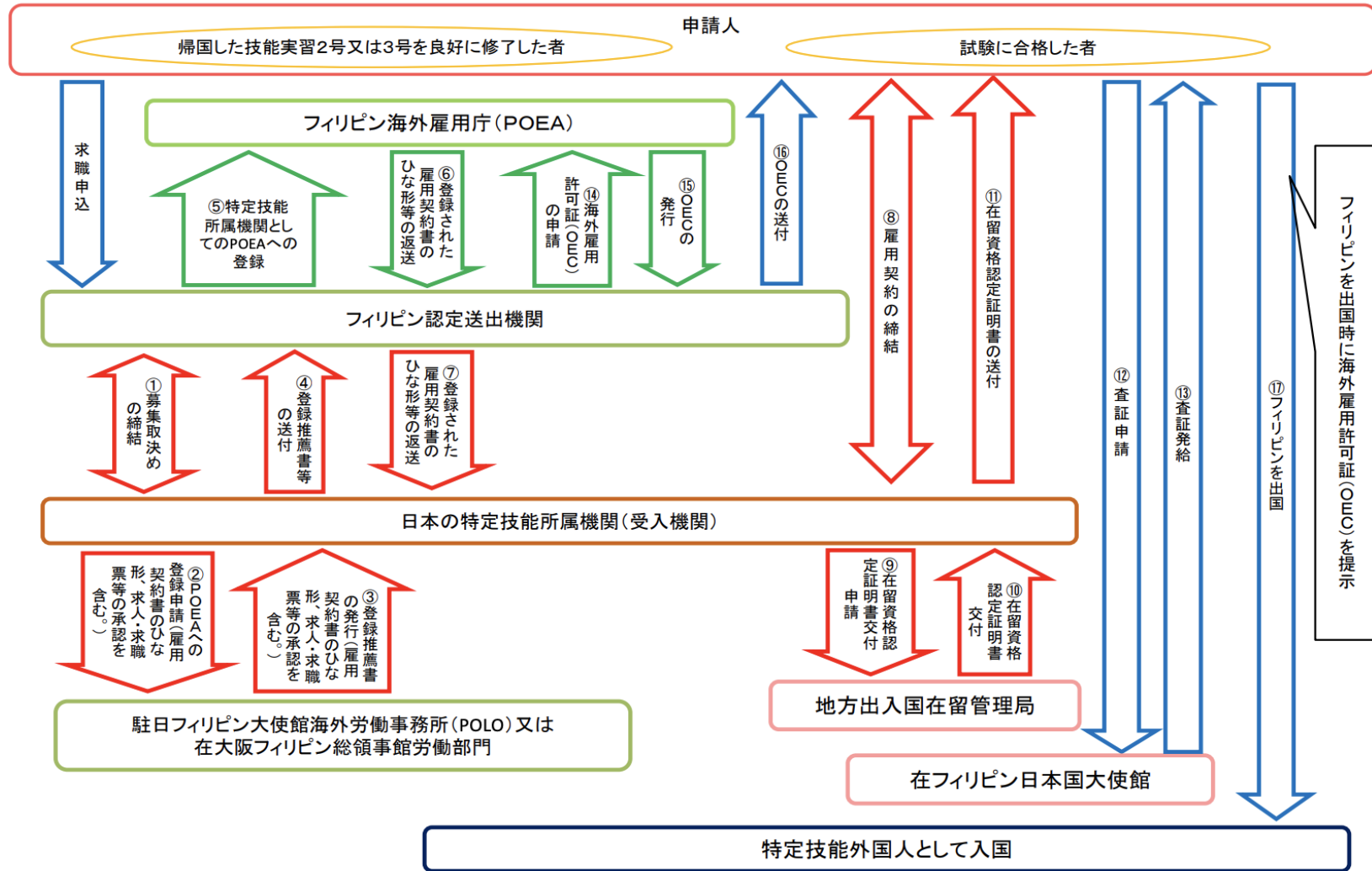


フィリピン特定技能外国人に係る手続の流れについて フィリピンから新たに受け入れる場合



※ 受入機関が特定技能所属機関として既にPOEAに登録されている場合は、募集取決めの締結(①)、POEAへの登録手続(②～⑦)は不要とのことです。
 (ただし、特定技能所属機関が既にPOEAに登録されている場合であっても、登録された雇用契約書から変更された契約条件をもって新たにフィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れる場合や、求人数を増やす必要がある場合は、求人・求職票の承認手続が必要とのことです。)

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>